

(電子メール施行)

保 福 第 3 1 号

令和5年4月27日

部内各課室長  
部内各地方機関の長  
環境生活部環境生活総務課長  
復興・危機管理部復興・危機管理総務課長

】 殿

保 健 福 祉 部 長

( 公 印 省 略 )

宮城県保健医療調整本部設置要綱の一部改正について (通知)

このことについて、令和4年7月22日付け厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」において、各都道府県で保健・医療・福祉の連携が重要であることが示唆されたことから、本要綱を下記のとおり改正しましたので承知願います。

つきましては、災害時における保健医療福祉活動が円滑に行えるよう、平常時から関係団体との調整や連絡体制の確立等、連携体制の構築について適切に対応願います。

記

1 改正内容

- ・「宮城県保健医療調整本部」を「宮城県保健医療福祉調整本部」に変更。
- ・「保健医療活動」を「保健医療福祉活動」に変更。

担 当 : 保健福祉総務課 大友、西倉

電 話 : 022-211-2507

Email : hohukse@pref.miyagi.lg.jp

## 宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害又は大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、保健医療福祉活動の総合調整を行うため設置する宮城県保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 保健医療福祉調整本部

#### (設置)

第2条 本部長は、宮城県災害対策本部条例（昭和37年宮城県条例第32号）に定める宮城県災害対策本部が設置された場合、宮城県災害対策本部の下に調整本部を設置する。

2 この要綱で定める調整本部の組織及び事務は、宮城県災害対策本部要綱（昭和56年5月15日施行）で定める組織及び分掌事務を妨げない。

#### (組織)

第3条 調整本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

#### (本部長)

第4条 本部長は、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 本部長は、調整本部を総括する。

#### (副本部長)

第5条 副本部長は、保健福祉部副部長の職にある者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、本部長の職務を代理する。

3 副本部長が職務を代理する場合の順序は、技術担当副部長、保健医療の事務を担う副部長とする。

#### (本部員)

第6条 本部員は、別表1に掲げる課室の長及び第7条に定める宮城県災害医療コーディネーター等をもって充てる。

(宮城県災害医療コーディネーター等)

第7条 調整本部に、専門分野の保健医療福祉活動を調整するため、宮城県災害医療コーディネーター等から本部長が選任した者を置くことができる。

2 前項の宮城県災害医療コーディネーター等の業務を補佐するため、本部長が必要と認める者を置くことができる。

(業務)

第8条 調整本部の本部員は、別表1に掲げる事務を分掌し、その事務に係る次の事項を行う。

- (1) 保健医療福祉活動チーム等の派遣調整
- (2) 保健医療福祉活動に関する情報連携
- (3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析
- (4) 地域保健医療福祉調整本部の支援及び調整
- (5) その他保健医療福祉活動に係る総合調整に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、本部長は別表1に掲げる事務については担当課を変更し、又は別表1に掲げていない事務については新たに担当する課を決定し、当該事務の遂行を本部員に命ずることができる。

(会議)

第9条 調整本部に会議（以下「調整本部会議」という。）を置き、必要に応じて本部長が招集する。

2 調整本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、本部長は必要と認める者を調整本部会議に出席させることができる。

4 調整本部会議後、速やかに会議録を作成して関係機関等と共有するものとする。会議録の作成は、第10条に掲げる事務局が行う。

(事務局)

第10条 調整本部に事務局を置き、保健福祉総務課及び医療政策課がその事務を行う。

2 事務局の長は保健福祉総務課長の職にあるものをもって充てる。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(廃止)

第11条 本部長は、次に掲げる場合には、調整本部を廃止する。

- (1) 宮城県災害対策本部が廃止される等保健医療福祉活動が概ね完了したと認められるとき。

(2) その他本部長が適当と判断したとき。

### 第3章 地域保健医療福祉調整本部

(設置及び所管区域)

第12条 災害対策の効果的な実施を図るため、調整本部に別表2に掲げる所管区域の区分に応じて地域保健医療福祉調整本部（以下「地域調整本部」という。）を設置する。

2 本部長は、災害が一部の地域に限られる場合において、当該地域所管区域以外の地域調整本部を設置しないことがある。

(組織)

第13条 地域調整本部に地域本部長、地域副本部長及び地域本部員を置く。

(地域本部長)

第14条 地域本部長は、保健所長の職にある者をもって充てる。

2 地域本部長は地域調整本部を統括する。

(地域副本部長)

第15条 地域副本部長は、保健所にあつては副所長の職にある者、保健所支所にあつては支所長の職にある者をもって充てる。

2 地域副本部長は地域本部長を補佐し、地域本部長に事故等があるときは、地域本部長の職務を代理する。

(地域本部員)

第16条 地域本部員は、保健所（支所）職員及び第17条に定める宮城県災害医療コーディネーター等の地域本部長が必要とする者をもって充てる。

2 地域本部員は、地域本部長の命を受け、第18条に掲げる事項を処理する。

(宮城県地域災害医療コーディネーター等)

第17条 地域調整本部に、専門分野の保健医療福祉活動を調整するため、宮城県地域災害医療コーディネーター等から地域本部長が選任した者を置くことができる。

2 前項の宮城県地域災害医療コーディネーター等の業務を補佐するため、地域本部長が必要と認める者を置くことができる。

(業務)

第18条 地域調整本部は、第12条で定める所管区域の市町村と連携して次に掲げる事

項を行う。

- (1) 保健医療福祉活動チーム等の避難所等への派遣調整
- (2) 保健医療福祉活動に関する情報連携
- (3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析並びに調整本部への報告
- (4) その他保健医療福祉活動に係る総合調整に関し必要な事項

(連絡体制の確保)

第 19 条 地域本部長は、市町村又は災害拠点病院等との情報連絡体制の確保のため、市町村災害対策本部又は災害拠点病院等に公衆衛生活動コーディネーター等の職員を派遣することができる。

(地域災害保健医療福祉連絡会議)

第 20 条 地域調整本部は地域内の情報共有及び協議を行うため、地域保健医療福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催することとし、必要に応じて地域本部長が招集する。

- 2 連絡会議には、地域本部長、地域副本部長、地域本部員のほか、地域本部長が必要と認める者を出席させることができる。
- 3 連絡会議開催後、速やかに会議録を作成し、調整本部へ報告を行うものとする。会議録の作成は、第 21 条に掲げる事務局が行う。

(事務局)

第 21 条 地域調整本部の事務局は、保健所の企画担当班に置く。ただし、岩沼地域保健医療福祉調整本部にあつては、塩釜保健所岩沼支所の総務担当班に置く。

(廃止)

第 22 条 地域本部長は、所管区域の保健医療福祉活動が概ね完了したと認められるとき、本部長と協議のうえ、地域調整本部を廃止する。

## 第 4 章 雑則

(保健所設置市の特例)

第 23 条 第 3 章の規定にかかわらず、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項に定める指定都市等（以下「保健所設置市」という。）が設置した保健所にあつては、地域調整本部と同等の機能を有することとし、保健所設置市の責任においてその業務を行う。

- 2 調整本部は、保健所設置市と情報共有を行うよう努め、必要に応じて保健所設置市を支援する。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、調整本部及び地域調整本部について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1

課室名	分掌事務等
保健福祉総務課	1 調整本部事務局の運営に関する事 2 DHEAT の調整に関する事 3 保健師の派遣調整に関する事
社会福祉課	DWAT の調整に関する事
医療政策課	1 調整本部事務局の運営に関する事 2 DMAT 調整本部に関する事 3 医療救護班の調整に関する事 4 透析患者の転院調整に関する事
医療人材対策室	看護師の派遣調整に関する事
長寿社会政策課	介護職員等の派遣調整に関する事
健康推進課	1 歯科医師等の派遣調整に関する事 2 管理栄養士の派遣調整に関する事 3 JDA-DAT の調整に関する事
疾病・感染症対策課	本部長の命ずる保健医療福祉活動の調整に関する事
新型コロナ調整室	本部長の命ずる保健医療福祉活動の調整に関する事
新型コロナワクチン接種推進室	本部長の命ずる保健医療福祉活動の調整に関する事
子ども・家庭支援課	子どものこころのケアチームの派遣調整に関する事
子育て社会推進課	子どものこころのケアチームの派遣調整に関する事
障害福祉課	リハビリテーション専門職の派遣調整に関する事
精神保健推進室	DPAT 調整本部に関する事
薬務課	1 薬剤師の派遣調整に関する事 2 医薬品等の供給調整に関する事
国保医療課	本部長の命ずる保健医療福祉活動の調整に関する事

別表 2

二次医療圏	地域保健医療 福祉調整本部	職名	もって充てる職	所管区域
仙南医療圏	仙南地域保健 医療福祉調整 本部	地域本部長	仙南保健所長	白石市、角田市、 蔵王町、七ヶ宿 町、大河原町、村 田町、柴田町、川 崎町、丸森町
		地域副本部長	副所長	
仙台医療圏	塩釜地域保健 医療福祉調整 本部	地域本部長	塩釜保健所長	塩竈市、多賀城 市、富谷市、松島 町、七ヶ浜町、利 府町、大和町、大 郷町、大衡村
		地域副本部長	副所長 黒川支所長	
	岩沼地域保健 医療福祉調整 本部	地域本部長	塩釜保健所長	名取市、岩沼市、 亘理町、山元町
		地域副本部長	岩沼支所長	
大崎・栗原 医療圏	北部地域保健 医療福祉調整 本部	地域本部長	大崎保健所長	栗原市、大崎市、 色麻町、加美町、 涌谷町、美里町
		地域副本部長	副所長 栗原支所長	
石巻・登米・ 気仙沼医療 圏	東部地域保健 医療福祉調整 本部	地域本部長	石巻保健所長	石巻市、登米市、 東松島市、女川 町
		地域副本部長	副所長 登米支所長	
	気仙沼地域保 健医療福祉調 整本部	地域本部長	気仙沼保健所長	気仙沼市、南三 陸町
		地域副本部長	副所長	

# 宮城県保健医療福祉調整本部 体制図

